

瑞穂町告示第170号

令和8年度町民税・都民税・森林環境税納税通知書の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明なため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年8月14日

瑞穂町長 山 崎



記

1 送達すべき書類

令和8年度 町民税・都民税・森林環境税納税通知書

2 送達を受けるべき者

(1) ALBERTO WADA LUIS

(2) ALVES WADA CRISTIANA

(3) SHRESTHA NABINA

(4) VU CHINH SY

(5) HIRA KAWAUCHI LIMA ELZA

(6) 古関 海斗